

手足の不自由な子どもたち

はげみ

令和4年度/No.407

12/1

December—January

特集 これからの障害児者スポーツ



第40回(令和3年度)肢体不自由児・者の美術展入賞作品「丑」

青山 水輝



社会福祉法人 日本肢体不自由児協会

はげみ

令和4年度/No.407

12/1

December—January

特集 これからの障害児者スポーツ

C o n t e n t s

広場	これからの障害児者スポーツ……………	覚張 秀樹…2
Sec.1	障害者の健康維持・増進と生涯スポーツ その現状と課題について ……	緒方 徹…4
Sec.2	「障害当事者」で作業療法士である視点での 障害者スポーツ「卓球」への関わり ……	小黑 修…8
Sec.3	生涯スポーツの入り口としての特別支援学校におけるスポーツ活動 ～令和4年度全国特別支援学校校長会「スポーツ環境」実態調査を通して～ ……………	山下 さつき…14
Sec.4	全国ボッチャ選抜甲子園大会 ～継続できる活動、目標となる大会を目指して～ ……	曾根 裕二…21
コラム①	ボッチャから生まれる意識変容……………	吉葉 真暁…27
Sec.5	誰もが参加し楽しめる球技「ハンドサッカー」の現状とこれから ……	山田 晴信…30
Sec.6	身体を動かすリハビリとサッカー療育 ～脳性麻痺による肢体不自由児に対する理学療法士等の関わり～ ……………	益子 篤・佐藤 世和…37
Sec.7	地域で活動する、身体を動かすことがスポーツへ ……	五十嵐 真幸…43
Sec.8	障害児のスポーツ活動参加を支援する運動用義手手先具の開発と普及 ……………	藤原 清香…49
コラム②	CPサッカー女子ワールドカップに参加して ……	大田 麻衣…55
コラム③	東京パラリンピック 水泳競技に携わって……………	星野 英子…57
トピックス	高木憲次記念ミュージアム開設……………	小崎 慶介…59
トピックス	第56回(令和4年度)「ねむの木賞・高木賞」贈呈式……………	60
今号の表紙	……………	青山 水輝…62

これからの障害児者スポーツ

東京女子体育大学 リハビリテーション研究室 教授

覚張 秀樹

2020パラリンピック東京大会は、猛暑の中でパラアスリートたちの素晴らしい躍動の数々を多くの人たちの脳裏に焼き付けてくれました。開催までの道のりを振り返り、これからの障害児・障害者スポーツが進む方向性についてさまざまな方面から考えて行きましょう。

我が国において、「障害者の競技スポーツ」を取り巻く社会情勢は、平成10（1998）年の冬季パラリンピック長野大会の開催をきっかけに大きく変化しました。交通インフラの整備及び建築物のバリアフリー化が加速度的に進んだことをはじめ、新聞紙上でパラリンピックの様子が「社会面」ではなく「スポーツ面」で報じられたこと、そして、閉会式をNHKが初めてテレビ中継したことなどが挙げられます。報道関係の取り上げられ方からしても隔世の感があります。当時、我が国で障害者の競技スポーツ推進の中心的組織であった「日本パラリンピック委員会（JPC）」

は厚生労働省が所管官庁であり、障害者スポーツはあくまでも「リハビリの一環としての活動」という位置付けでした。

その後、平成24（2012）年に文部科学省から「第一期スポーツ基本計画」が公表されて「障害のある人たちのスポーツ環境」が制度的に拡大されました。さらに、2020パラリンピック東京大会の開催が決定したことも相まって、平成26（2014）年に日本パラリンピック委員会（JPC）の所管官庁がそれまでの厚生労働省から文部科学省に移行しました。そして平成27（2015）年にはスポーツ振興、その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ることを目的に、文部科学省の外局としてスポーツ庁の発足につながります。

所管官庁が文部科学省に移行したことにより、「学校教育活動の一環」及び「社会教育活動の一環」として、障害児・障害者スポーツが位置付けられることになりました。中学校、高等学校の保健体育の教科書にも障害児者スポーツの

内容が指定され、「義務教育の中で障害児・障害者スポーツについて全員が学ぶことが義務付けられた」という新しい時代に入りました。また、主にパラリンピックなどの障害者の競技スポーツ大会が中心でしたが、平成30(2018)年に障害者差別解消法が施行され、「合理的配慮」の考え方の導入により、障害児・障害者スポーツに対するとらえ方、及び環境は多様性を認め合う社会に向けてさらに大きく変化しました。それまでの障害者の競技スポーツを中心とした「パラスポーツ」から、ルールや用具、補助などで障害者や高齢者、子どもなどにも適合した「アダプテッドスポーツ (adapted sports)」、また、新しいスポーツをつくり出す活動の一つである「ゆるスポーツ」(ゆるスポーツ協会) や、「スポーツハッカソン」(eスポーツを含むプログラマーなどが限られた時間でアイデアや成果を競うイベントの総称) など、障害児・障害者スポーツの幅広い多様性をもった活動が開発されるようになりました。また、それらの理念や実践について中学校及び高等学校の保健体育の授業内で全ての生徒が学ぶことになったのです。

今回の内容に紹介いただいたように、障害のある子どもが特別支援学校あるいは地域の学校だけでなく、放課後活動や地域活動として障害の特性に応じたスポーツ活動を楽しみ、インクルーシブ(包括的)な活動としてスポーツに親しむことのできる機会が増えて、また、法的にも保障されて拡大しつつあります。

スポーツ活動は「生涯を通じて行うべき実践活動の一つ」

です。成人にあつては、競技志向のパラアスリートだけでなく、「健康の維持・増進」という観点からのスポーツ活動は欠かせないものです。特に、「障害者の健康寿命の延伸」の観点からも適切な身体運動をはじめとした生活管理は必須です。この分野の問題については医療機関だけでなく、「地域型スポーツクラブ」などの活動を通じて地域でスポーツにふれあい、そして、親しむ機会を増やしていくことが求められています。

これまではげみの特集号の中で、障害児・障害者スポーツが発展していくための課題として、①活動できる場の確保、②指導者(リーダー)の養成、③サポーター(協力者・ボランティア)の育成・確保、④配慮(工夫)され・統一されたルールづくりや新たなスポーツの開発、⑤経済的援助・保障(用具の開発・提供も含む)、⑥参加する本人の意欲を醸成する、の6項目を挙げてきました。これから障害児・障害者スポーツが時代の流れに沿って、ますます多様性をもった活動に広がっていくことは間違いのないことでしょう。これらの課題にこれからも取り組んでいく必要があります。

今回、さまざまな問題点や課題の解決に積極果敢に取り組み、障害児・障害者スポーツの発展の一翼を担っている方々に執筆をお願いしました。皆様の活動の一助としていただければ幸いです。「誰でも」、「いつでも」、「どこでも」、「楽しむことができる社会」を実現していくための参考となることを祈念しております。